主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人山崎今朝彌の上告理由第一点、第五点乃至第七点について。

原判決が、その挙示の証拠にもとずいて、本件宅地は、当事者間において、棒炭 乾燥場として使用する目的をもつて、借地法にいわゆる、土地の「一時使用の為め」 賃貸せられたものであると認定した点において、所論のような違法ありとすること はできない。従つて、右違法を前提とする各論旨はとることを得ない。

同第三点について。

かりに所論三日の期間は、本件建物を収去するに要すべき期間として相当でない としても、本件契約の解除は、その後三週間の予告期間の経過によりなされたもの であることは、原判決の確定するところであるから、右解除をもつて所論のように 違法であるとすることはできない。

その余の論旨、並びに上告代理人長谷川太一郎同大山菊治の上告理由はいずれも、「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	Ħ	Л	郎

 裁判官
 谷
 村
 唯
 一
 郎

 裁判官
 池
 田
 克